

食生活改善推進員養成講座
〜食生活改善推進員を募集
します〜

食生活改善推進員は食生活を中心とした健康づくりをすすめるために、「私達の健康は私達の手で」を合言葉に地域でボランティア活動を行っています。食生活改善推進員養成講座に参加して栄養・健康・運動などについて学習し、健康の輪を地域に広げる活動と一緒に取り組んでみませんか。
対象者

周防大島町に住民票がある
おおむね70歳までの人で、講座修了後、食生活改善推進員として活動していただける人
募集人数 20人(先着順)
応募期限 5月12日(月)

食生活改善推進員養成講座

・研修内容
健康や食生活に関する講話
や調理実習、簡単な運動

・受講期間(全6回)

5月〜令和8年3月

・会場

【久賀地区】久賀公民館

【大島地区】

しまとびあスカイセンター

【東和地区】東和総合センター

【橘地区】 たちばなケアプラザ

・参加費

調理実習材料代500円×

5回(第2回研修会から調理

実習を実施)

申し込み・問い合わせ

健康増進課健康づくり班

☎0820(73)5504

お知らせ

通話録音機能付電話機
等購入補助金

町では、振り込み詐欺をはじめとした、悪質な電話勧誘等による特殊詐欺等の被害を未然に防ぐため、通話録音機能付電話機等の購入費の一部(2分の1・上限1万円)を補助します。

対象者(次の全てを満たす人)

・周防大島町内に住民票があり居住している人

・満70歳以上の単身世帯、または満70歳以上のみの子世帯

・納付義務のある町税等を滞納していない人

・令和7年4月1日以降申請し、購入される人

・令和6年度中に同補助金を受け、電話機等を購入してい

ないこと

※購入前に補助金申請の手続きが必要で

きが必要です。

受付期間

4月1日(火)〜令和8年2月

9日(月)まで(予算額に達し次第、受付を終了します)

申し込み方法

商工観光課および各総合支所に備え付けてある申請書に、必要書類を添付のうえ、商

工観光課または各総合支所に提出してください。申請書は

町ホームページからもダウンロードできます。

※必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

商工観光課商工観光班

☎0820(79)1003

軽自動車税(種別割)
の減免制度のお知らせ

身体障害者等が所有もしくは使用する軽自動車等について、障害の程度により一定の要件を満たしている人には、軽自動車税(種別割)の減免制度があります。減免申請期限は、6月2日(月)です。
なお、減免できる自動車は

1人の障害者につき普通自動車を含め、1台に限られます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

○軽自動車税

税務課課税第1班

☎0820(74)1008

○自動車税

柳井県税事務所

☎0820(23)2121

木造住宅耐震診断・耐震改修事業のご案内

町では、木造住宅の安全性の向上を図るため、「木造住宅耐震診断(無料)」および「木造住宅耐震改修(補助)」を実施します。

【耐震診断】

対象住宅(次の全てを満たす人)

・木造3階建て以下で、在来軸組工法、伝統工法、枠組壁工法によるもの

・昭和56年5月31日以前に着工したもの

・一戸建て住宅で、現に居住しているもの

※併用住宅については、延べ床面積の50%未満を店舗等の用途に供する場合のみ対

象とします。

申し込み方法

各総合支所・出張所に備えてある申込書に必要な書類(建築年月日が確認できる書類)を添えて、総務課または各総合支所・出張所に提出してください。

募集期間

4月15日(火)〜10月31日(金)

【耐震改修】

対象住宅(次の全てを満たす人)

・耐震診断済みの一戸建て木造住宅で、上部構造評点が1.0未満のもの

・改修前より上部構造評点が向上し0.7以上となるもの

・今年度中に改修工事に着手し完了するもの

・町税を滞納していない人

補助額

改修費用の80%

(上限115万円)

申し込み方法

総務課消防防災班までお電話ください。

※予算の範囲内での受付対応となりますのであらかじめご了承ください。

問い合わせ

総務課消防防災班

☎0820(74)1000